

薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施要綱

〔令和5年7月28日付薬生発0728第4号医薬・生活衛生局長通知〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

今般の新型コロナウイルス感染症対策においては、薬局薬剤師は、自宅・宿泊療養の患者への対応や、医療用抗原定性検査キットの適切な利用方法の説明・販売等、通常の調剤・服薬指導等の業務に加え、地域において様々な役割を果たしてきたところであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）による改正後の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定に関して、薬局も都道府県知事との協定締結の対象となった（令和6年4月1日施行）。当該薬局においては、新興感染症等の発生時における自宅・宿泊療養患者への対応と、そのための体制として、関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考にした、研修・訓練等を含む感染対策の適切な実施が求められることになる。

このように、新たな新興感染症等の発生・まん延に備え、地域の薬局における人材育成や体制構築についても求められることとなるため、これらについても薬剤師は必要な知識及び技能を習得することが必要となる。

本事業では、薬剤師の継続的な生涯教育の実施に加え、その一環として、感染対策を適切に実施するための研修を実施することにより、更なる薬剤師の機能強化・専門性向上を図り、新興感染症の発生・まん延にも対応可能な地域の医療提供体制の確保につなげることを目的とする。

2. 事業内容

一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や類似の新興感染症への対応を含めた、薬局における感染対策に関する指針（以下、「指針」という。）を作成の上、当該感染対策に必要な知識及び技能を習得させる研修プログラム（研修内容の習得を確認するための受講テスト、薬局内での感染対策に関する訓練の方法を含む）を作成し、研修を実施する。研修実施後は、全国での研修の実施に広く活用できるよう、研

修プログラムの評価・改善を行い、指針及び研修プログラムを公表する。

- ・ 指針及び研修プログラムについては、最新の知見に基づく内容となるよう、関係学会等と適切に連携のうえ、専門家の意見も確認した上で作成すること。
- ・ 感染対策について幅広く学習できる指針及び研修プログラムとするため、以下の内容を含めることとし、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と協議の上決定すること。
 - (1) 標準予防策と経路別予防策
 - (2) 洗浄・消毒・滅菌
 - (3) 血液体液曝露対策
 - (4) ワクチンによる感染症の予防
 - (5) 院内感染関連微生物とその検査法及び国内外の疫学
 - (6) インフルエンザやノロウイルス感染症、薬剤耐性菌のアウトブレイク対策
 - (7) 新型コロナウイルス感染症や類似の新興感染症への対応（患者や疑い患者の対応に必要な環境整備・個人防護具の適正使用、環境消毒等を含む）
 - (8) 抗菌薬適正使用と AMR 対策アクションプラン
 - (9) 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携
- ・ 研修内容に応じて、e-learning コンテンツや実地での訓練を適切に組み合わせた研修プログラムとする。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師の資質向上等に資する研修事業に係る経費について別に定める基準（薬剤師の資質向上等に資する研修事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

5. 実施期間

法人採択日 ～ 令和6年3月31日